

市議会 議長・副議長を選出

☎ 議会事務局 ☎ 内線1801

2月15日(木)の令和6年第1回取手市議会臨時会で、議長と副議長の選挙を行った結果、議長に岩澤信氏が、副議長に石井めぐみ氏が選出されました。
 ※氏名は、原則立候補届け出名で一部、通称も使用(敬称略)。年齢は、2月15日現在。

議長 岩澤信(51歳)

平成27年4月初当選・現在4期目
 所属政党：自由民主党

【議会での主な経歴】

議会運営委員会委員長を1回、常任委員会委員長を2回(総務文教、建設経済)歴任



副議長 石井めぐみ(44歳)

平成23年4月初当選・現在5期目
 所属政党：日本維新の会

【議会での主な経歴】

常任委員会委員長を2回(福祉厚生)、特別委員会委員長を2回(決算審査)歴任



医師の働き方改革が始まります

☎ 保健センター ☎ 85-6900

4月1日から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されます。医師が健康に働き続けられる環境を整備することで、医療の質・安全を確保し、医療提供体制を維持するための取り組みです。

◎医師の働き方改革の詳細は、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ



■上手な医療のかかり方

体調に異変を感じた場合は、比較的症状が軽いうちに、できる限り日中の診療時間内に受診するようにしましょう。上手な医療のかかり方をすることで、金銭的負担、時間的負担、そして医療機関側の負担も軽減されます。

■「かかりつけ医」を持つ

病気や日頃の健康を不安に感じたり、気になることがある時は、「かかりつけ医」に相談しましょう。

いざという時の相談窓口・情報提供サービス

▶救急電話相談(大人・子ども) ※年中無休・24時間受け付け

☎050-5445-2856

または、大人:☎#7119 (15歳以上) / 子ども:☎#8000

▶茨城県救急医療情報システム <https://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

▶いばらき医療機関情報ネット <https://www.ibaraki-medinfo.jp/>

外国人を雇用する時は確認を!

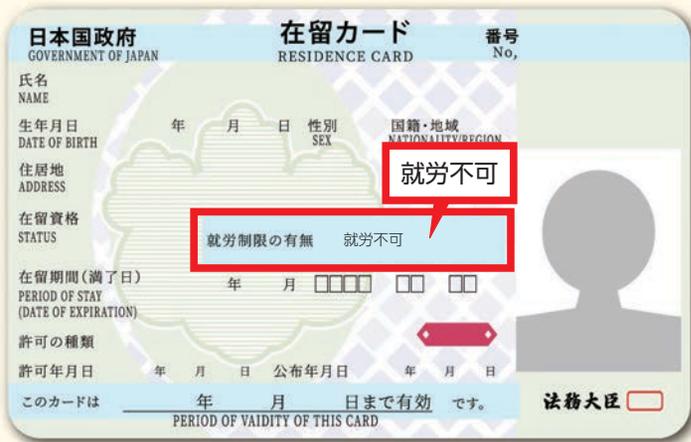
☎ 取手警察署 ☎ 77-0110

茨城県の不法就労外国人数は全国ワースト1位です。県内の不法就労外国人の約7割が農業に従事しています。(出典:出入国在留管理庁)

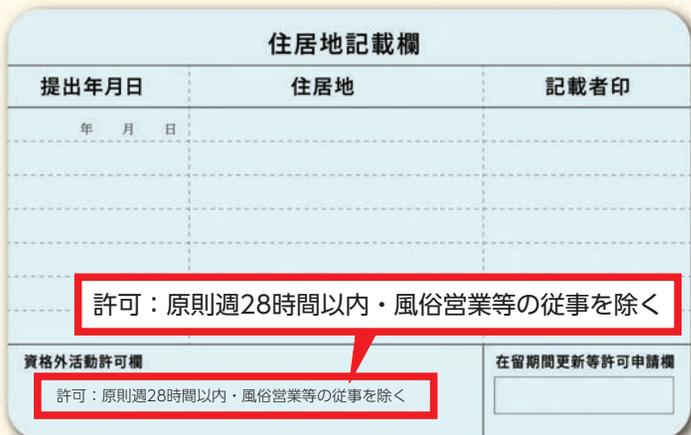
事業主の皆さん、外国人を雇用する際は、在留カードの「就労制限の有無欄」と「資格外活動許可欄」の確認を徹底するなど、不法就労防止にご協力ください。



在留カード確認のポイント



在留カード表面(イメージ画像)



在留カード裏面(イメージ画像)

1. 在留カード表面の「就労制限の有無欄」

▶「就労不可」の記載がある場合：原則雇用はできません

一部就労制限がある場合…制限内容を確認してください。

- ①在留資格に基づく就労活動のみ可
- ②指定書※記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可(在留資格「技能実習」)
- ③指定書※により指定された就労活動のみ可(在留資格「特定活動」)

※指定書は原則として旅券に添付され、法務大臣が個々に指定した活動などが記載されています。

2. 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」

表面が「就労不可」であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」
 - ②「許可:資格外活動許可書に記載された範囲内の活動」
- ※②は、資格外活動許可書を確認してください。

▶STOP! 不法就労

就労資格のない外国人を雇用するのは犯罪です。不審な外国人の就労を見たり、聞いたりしたら、取手警察署へ連絡してください。

※不法就労させたり、あっせんした場合、3年以下の懲役か300万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられることがあります。